申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　№001

処　分　名	個人施行の認可
処分の概要	土地区画整理事業を施行するものは、施行地区の市町村長を経由して都道府県庁知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	■土地区画整理法 （土地区画整理事業の施行） **第三条**　宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。 （施行の認可） **第四条**　土地区画整理事業を第三条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.002

処　分　名	基準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
処分の概要	個人施行者は、事業計画等を変更する場合、施行地区の管轄する市町村長を経由して都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	■土地区画整理法 （規準又は規約及び事業計画の変更） **第十条**　個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.003

処　分　名	施行者の変動による規約の認可
処分の概要	一人で施行する土地区画整理事業について施行者が数人となった場合、共同して施行するものとみなし、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 11 条第 4 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （土地区画整理事業の施行） **第三条**　宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあっては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。 （施行の認可） **第四条**　土地区画整理事業を第三条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。 **第十一条** ３　施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合（当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。）において、その借地権の目的となっていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあってはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあってはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。 ４　一人で施行する土地区画整理事業において、前三項の規定により施行者が数人となった場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.004

処　分　名	個人施行の廃止又は終了の認可
処分の概要	個人施行者は、土地区画整理事業を廃止・終了する場合、施行地区の市町村長に申請し、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 13 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （土地区画整理事業の廃止又は終了） **第十三条**　個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.005

処　分　名	土地区画整理組合設立の認可
処分の概要	土地区画整理組合を設立するものは、七人以上で事業計画を定め都道府県知事の許可を受けなければなりません。その場合において申請するときは、施行地区の市町村長を経由しなければいけません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	■土地区画整理法 （土地区画整理事業の施行） **第三条** ２　宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。 （設立の認可） **第十四条**　第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　№006

処　分　名	決算報告書の承認
処分の概要	精算人は、決算報告書を作成し、都道府県知事の承認を得た後、組合員に報告しなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	8 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	■土地区画整理法 （決算報告） **第四十九条**　清算人は、清算事務が終った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.007

処　分　名	測量又は調査のための土地の立入り等の認可
処分の概要	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長は、施行者の事業の準備のため土地に入って測量、調査する必要がある場合、立ち入ることができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 72 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	7 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （土地区画整理事業の施行） **第三条** ４　都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。 ５　国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるもの又は都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適当であると認められるものについては自ら施行し、その他のものについては都道府県又は市町村に施行すべきことを指示することができる。 （独立行政法人都市再生機構の施行する土地区画整理事業） **第三条の二**　独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。 ２　前項に規定するもののほか、独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。 （地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業） **第三条の三**　地方住宅供給公社は、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）が地方住宅供給公社の行う住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難であると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。 （測量及び調査のための土地の立入り等） **第七十二条**　国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.008

処　分　名	測量又は調査のための土地の立入り等の認可
処分の概要	他人の土地に立ち入って測量、調査を行う必要があって障害となる植物等を伐採する場合、市町村長の許可を受ければ伐採することができます。伐採したあとは、所有者、占有者に通知しなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 72 条第 6 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	7 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	■土地区画整理法 （測量及び調査のための土地の立入り等） **第七十二条**　国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。 ６　第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者（その命じた者又は委任した者を含む。）は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　№009

処　分　名	建築行為等の制限
処分の概要	公告がある日までは、施行の障害のおそれや移動が容易でない事業を行う場合、国土交通省、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	7 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （建築行為等の制限） **第七十六条**　次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあっては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあっては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。 一　個人施行者が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告 二　組合が施行する土地区画整理事業にあっては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告 三　区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告 四　市町村、都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告 五　機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告 （換地処分） **第百三条** ４　国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.010

処　分　名	建築物等の移転又は除却の認可
処分の概要	施行者は、仮換地を指定し公共施設の変更・廃止の工事を施工する必要があった場合は、建設物を移転・除去することができます。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 1 項
審査基準	個別の申請において具体的な判断をせざる得ないものであって、具体的な基準を定めることができないため、設定しません。
標準処理期間	極めて例外的なものであり申請者の意見を聞き個別に判断する必要があるため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （建築物等の移転及び除却） **第七十七条**　施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下これらをこの条及び次条において「建築物等」と総称する。）を移転し、又は除却することが必要となったときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。 （仮換地の指定） **第九十八条**　施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。 （使用収益の停止） **第百条**　施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基き換地処分を行うため必要がある場合においては、換地計画において換地を定めないこととされる宅地の所有者又は換地について権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないこととされる権利を有する者に対して、期日を定めて、その期日からその宅地又はその部分について使用し、又は収益することを停止させることができる。この場合においては、その期日の相当期間前に、その旨をこれらの者に通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.011

処　分　名	移転、除却の際の建築物等の使用許可
処分の概要	施行者は、建築物等の所有者へ通知して期限後はいつでも自ら移転除去することができます。この場合、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければいけません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 7 項
審査基準	個別の申請において個別具体的な判断をせざる得ないものであって、具体的な基準を定めることができないため、設定しません。
標準処理期間	極めて例外的なものであり、申請者の意見を聞き個別に判断する必要があるため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	■土地区画整理法 （建築物等の移転及び除却） **第七十七条** ２　施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会しなければならない。 ４　第一項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がなくて建築物等の所有者を確知することができないときは、これに対し第二項の通知及び照会をしないで、過失がなくて占有者を確知することができないときは、これに対し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨の公告をしなければならない。 ７　施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.012

処　分　名	換地を住宅先行建設区域内に定められるべき宅地の指定等
処分の概要	施行者は、換地に住宅を建設するものから申出があった場合は、下記①～③に該当するならば換地を宅地として指定することができます。 ①申出に係る宅地に建築物が存在しないこと ②申出に係る宅地に地上権、借地権等の収益する権利が存在しないこと ③申出に係る宅地についての換地に、指定期間内に住宅の建設が確実であると見込まれること
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 85 条の２第５項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （住宅先行建設区への換地の申出等） **第八十五条の二**　第六条第二項（第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において住宅先行建設区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅を先行して建設しようとするものは、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 ５　施行者は、第一項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。 一　当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。 二　当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。 三　当該申出に係る宅地についての換地に、第百十七条の二第一項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従って住宅が建設されることが確実であると見込まれること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.013

処　分　名	換地計画の認可
処分の概要	施行者は、施行区域内の宅地について換地計画を定めなければなりません。また、換地計画にあたり、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 86 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （換地計画の決定及び認可） **第八十六条**　施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課　No.014

処　分　名	換地計画の変更の認可
処分の概要	施行者は、換地計画を変更するにあたり都道府県知事の認可を受けなければなりません。その場合、一度、市町村長を経由して行わなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 97 条第 1 項
審査基準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■土地区画整理法 （換地計画の変更） **第九十七条**　個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。